

【名称】自由貿易試験区投資実務関連質問 Q&A

【発布機関】中国(上海)自由貿易試験区管理委員会

【発布日】2013.10.10

【本文】

1. 自由貿易試験区の範囲はどのようなものであるか。

A: 自由貿易試験区の範囲には上海市外高橋保税區、外高橋保税物流園區、洋山保税港區および上海浦東空港総合保税區などの四つの税関特殊監督管理区域が含まれる。

2. 外資参入特別管理措置(ネガティブリスト)とはどのようなものであるか。

A: 外資参入特別管理措置(ネガティブリスト)とは、外国投資者の自由貿易試験区内での投資プロジェクトおよび外商投資企業設立に対し適用する内国民待遇などとは異なる措置を指す。

3. 自由貿易試験区で実施される届出管理の範囲はどのようなものであるか。

A: 国際通用規則を参考に、外商投資に対し参入前内国民待遇を試行し、ネガティブリスト以外の分野については、内外資一致の原則に基づき、外商投資プロジェクトを認可制から届出制に変更する(国内投資プロジェクトは認可のままとする旨国務院が規定している場合は除く)。外商投資企業契約・定款の審査許可を届出管理に変更する。同時に自由貿易試験区では国外投資管理方式を改革し、国外での企業投資設立については届出制を主とする管理方式を実施し、国外投資一般項目については届出制を実施することで、国外投資の利便化を高める。

4. 自由貿易試験区届出制の根拠は何であるか。

A: 根拠は主として「国務院に授權して中国(上海)自由貿易試験区において関連法令の定める行政審査許可を一時調整する旨の全国人民代表大会常務委員会の決定」、「中国(上海)自由貿易試験区全体方案」、「中国(上海)自由貿易試験区管理弁法」、「中国(上海)自由貿易試験区外商投資企業届出管理弁法」、「中国(上海)自由貿易試験区外商投資プロジェクト届出管理弁法」、「中国(上海)自由貿易試験区国外投資プロジェクト届出管理弁法」、「中国(上海)自由貿易試験区国外投資設立企業届出管理弁法」がある。

5. 自由貿易試験区内の企業は区外への再投資または業務展開ができるか。

A: 全体方案において自由貿易試験区内でのみ経営、サービス提供を限られている分野を除き、自由貿易試験区内の企業は関連法律、法規に基づいて区外への再投資または業務展開を行うことができる。

6. 自由貿易試験区管理委員会はどのような外商投資プロジェクトの届出を受理するのか。

A: 「中国(上海)自由貿易試験区外商投資プロジェクト届出管理弁法」の要求に基づき、試験区内のネガティブリスト以外の分野については、中外合弁、中外合作、外商独資、外資による国内企業買収合併、外商投資企業増資などの各種外商投資プロジェクトに対し外商投資プロジェクト届出制を実施する。試験区管理委員会は上海市権限内の試験区外商投資プロジェクトの届出管理に責任を負い、中間過程、事後の監督管理を強化する。

7. 自由貿易試験区における外商投資管理の届出制は、現行の審査許可制とどのような違いがあるか。

A: 外商投資管理届出制は、中国(上海)自由貿易試験区で実施される「外商投資参入特別管理措置(ネガティブリスト)」をベースとした外商投資管理の新方式である。即ち、国際通用規則を参考に、外商投資に対し参入前内国民待遇を試行し、ネガティブリスト以外の分野については、外商投資企業の契約・定款に関する審査許可、外商投資プロジェクトに関する認可を届出管理に変更する(国内投資プロジェクトは認可のままとする旨国務院が規定している場合は除く)。国外投資の一般項目と企業の投資設立については認可および審査許可から届出制管理に変更する。

届出制と審査許可制の主な違いは下記のとおりである。審査許可制管理方式では、外資参入段階において、商務主管部門はまずその投資主体資格、投資分野業界、投資方式、投資金額、設立予定会社の契約・定款などの真実性、適法性について審査、認可を行うという、一種の事前管理の方式である。試験区の届出制管理方式では、ネガティブリスト以外の分野については、外資参入段階において、商務主管部門はその投資主体資格、投資分野業界などの基本情報に関する届出を行うのみであり、投資管理は事前審査許可から中間過程、事後の監督管理の重視へと変更されている。また、外資企業の設立は工商部門がワンストップ受理し、管理委員会、工商、品質監督、税務が併行して手続きを行うため、手続き所要時間が大幅に短縮され、これまでの 29 業務日から 4 業務日に短縮される。

8. 国外投資とはどのようなものであるか。

A: 国外投資とは、投資主体が新設、買収合併、資本参加、増資などの方式で国外で既存の所有権、支配権、経営管理権およびその他の権益を取得する行為を指す。国外投資プロジェクトとは、投資主体が通貨、有価証券、現物、知的財産権または技術、株式、債権などの資産および権益を投入し、または担保を提供することを通じて、国外の所有権、経営管理権およびその他の関連権益を獲得する活動を指す。

9. 投資設立する国外企業の名称にはどのような具体的要求があるか。

A: 投資設立する国外企業の名称は国内外の法律、法規および政策の規定に合致しなければならない。国の関連規定に従って許可を受けていない企業は、その国外企業の名称に「中国」、「中華」、「国家」などの文字を使用してはならない。

10. 国外投資に関する国の関連政策規定はどこで閲覧することができるか。

A: 企業は国家発展改革委員会、国家商務部、国家外貨管理局などのウェブサイトアクセスし、国外投資に関する国の関連政策法規および注意事項を閲覧することをお勧めする。

11. 自由貿易試験区の国外投資管理は区外のとどのような違いがあるか。

A: 自由貿易試験区内では国外での企業投資設立について届出制を主とした管理方式を実施しており、国外投資一般項目については届出制を実施している。自由貿易試験区管理委員会が届出管理に責任を負い、国外投資の利便化を高めている。

12. 外商投資企業にはどのような種類があるか。

A: 外資会社および(非会社制)外商投資企業とは以下のものを指す。1) 外商投資の会社、これには中外合弁、中外合作および外資などの形式が含まれる。2) (非会社制)外商投資企業、これは主として中外合作非法人企業を指す。その他の種類には以下のものが含まれる。1) 外商投資の会社の分公司、2) 外商投資パートナーシップ企業、3) 外商投資パートナーシップ企業の分支機構など、4) 外国(地区)企業の中国国内における生産経営活動への従事、例えば、外商投資企業経営管理の請負または受託、外国銀行による中国での支店(分行)設立など。

13. 自由貿易試験区内の会社の登録資本登記制度にはどのような違いがあるか。

3 / 8

A: 法律、行政法規で会社の登録資本の払込みについて別途規定がある場合を除き、その他の会社は登録資本引受登記制を試行する。引受登記制を試行した後、工商部門は会社の全株主、発起人が引き受けた登録資本または株式資本(即ち、会社の登録資本)を登記し、会社の払込資本は登記しない。会社株主(発起人)は自己の出資引受額、出資方式、出資期限などについて自主的に取り決めた上で会社定款に記載する。有限責任会社の株主は自己の引き受けた出資額を限度に会社に対し責任を負う。株式会社の株主は自己の引き受けた株式を限度に会社に対し責任を負う。会社は、株主の引き受けた出資額または発起人の引き受けた株式、出資方式、出資期限、払込状況について、市場主体信用情報公開システムを通じて社会に対し公表しなければならない。会社株主(発起人)は出資金払込み状況の真実性、適法性について責任を負う。

14. 自由貿易試験区内会社の登録資本に関する登記条件は区外のとどこであるか。

A: 異なる。自由貿易試験区内では登録資本登記条件が緩和されている。法律、行政法規、國務院の決定で特定業界の登録資本最低限度額について別途規定がある場合を除き、有限責任会社の最低登録資本3万元、一人有限責任会社の最低登録資本10万元、株式会社の最低登録資本500万元の規定を取り消している。会社設立時の全株主(発起人)の初回出資額および比率、会社全株主(発起人)の現金出資額の登録資本に占める割合を制限しなくなる。会社株主(発起人)の出資全額払い込み期限を規定しなくなる。

15. 「営業許可証取得後の許可取得」とはどのようなものか。

A: 法律、行政法規、國務院の決定で定める企業登記事前許可事項を除き、自由貿易試験区内では「営業許可証取得後の許可取得」登記制度を試行する。試験区内企業は工商部門へ登記申請し、営業許可証を取得した後、直ちに一般生産経営活動に従事することができる。経営項目が企業登記事前許可事項にかかわる場合、許可証または許可文書を取得した後に、工商部門から営業許可証を受領する。その他の許可が必要な経営項目への従事を申請する場合、営業許可証および許可証または許可文書を取得した上で、経営活動に従事しなければならない。

16. 自由貿易試験区の営業許可証の様式は区外のとどこのような違いがあるか。

A: 自由貿易試験区の営業許可証は様式、記載事項、色などにおいて区外企業と異なる。「農民專業合作社法人營業許可証」、「個人事業主營業許可証」を除き、その他の各種企業の營業許可証は一つの様式で統一されている。

17. 分公司とはどのようなものであるか。分公司は企業法人資格を備えているか。

A: 分公司とは、会社が自己の住所以外に設立した営業活動に従事する機構を指す。分公司は企業法人資格を備えていない。

18. 工商登記において工商部門に提出する建物権利証について、どのような注意が必要であるか。

A: 申請者が提出する財産権証明としての建物権利証には、建物の種類と用途が記載されていなければならない。「詳細は付属資料を参照のこと」と記載されている場合、同時に権利証の付属資料を提出しなければならない。「詳細は登記情報を参照のこと」と記載されている場合は同時に不動産取引センターが一ヶ月以内に発行した建物所有権帰属情報書を提出しなければならない。

19. 経営範囲は必ず登記しなければならないか。

A: 経営範囲は企業が従事する経営活動の業務範囲であり、法に従って企業登記機関で登記しなければならない。

20. 会社の法定代表者はどのような者が担当可能であるか。

A: 董事長、執行董事または総経理が担当可能である。会社の法定代表者は一人のみであり、複数の者が同時に担当することはできない。

21. 会社の法定代表者任免職証明とはどのような書類であるか。

A: 会社法の規定および会社定款の規定に基づき、株主会決議、株主決定、董事会決議などである。

22. 有限責任会社の董事会構成員人数についてはどのような規制があるか。

A: 有限責任会社が董事会を設ける場合、その構成員は 3 人から 13 人までである。株主の人数が少ない、または規模が小さな有限責任会社については、1 名の執行董事を置き、董事会を設けないこともできる。

23. 有限責任会社が監事会を設けないことは可能であるか。

A:株主の人数が少ない、または規模が小さな有限責任会社については、1-2名の監事を置き、監事会を設けないこともできる。ただし、国有独資会社は必ず監事会を設置しなければならない。

24. 外国投資者の主体資格証明はどのように公証認証手続きを行うか。

A:外国投資者の主体資格証明または身分証明は現地の公証機関にて公証を行った上で、当該国における中国大使(領事)館で認証を受けなければならない。その国が中国と外交関係を持たない場合、当該国における中国と外交関係を持つ第三国の大使(領事)館で認証を行った上で、当該第三国における中国大使(領事)館で認証を受けなければならない。ある国の海外属領が発行した文書は、まず当該属領で公証を行い、その後当該国の外交機関の認証を受け、最後に当該国における中国大使(領事)館で認証を受けなければならない。香港またはマカオの企業が提出する証明については、香港またはマカオにおける中国委託公証人による公証を行った上で、中国法律服務(香港)有限公司または中国法律服務(マカオ)有限公司の審査署名捺印を受けて転送する。台湾地区投資者の証明については、協議に基づき法に従って公証機関の公証文書を提供しなければならない。

25. 「法律文書送達授權委託書」とはどのようなものか。記入の際にはどのような点に注意が必要か。

A:「法律文書送達授權委託書」とは、外国投資者が国内で設立予定の会社またはその他の国内関係業者(個人)に対し法律文書の受取り代行を依頼する委託文書を指す。外国投資者(授權者)が国内の法律文書送達受取者(被授權者)と締結し、被授權者の住所、連絡方法を記載する。被授權者は、設立予定の会社(会社設立後に委託が発効する)、外国投資者が設立した分支機構、またはその他の国内業者または個人でもよい。会社が新たに国外投資者を追加する場合も、当該文書を提出しなければならない。被授權者を変更する、または被授權者の住所などの事項に変更があった場合、新たな「法律文書送達協議書」を締結した上で、速やかに会社登記機関へ届出を行わなければならない。

26. 自由貿易試験区の成立後、区内の企業はいずれも新版営業許可証の使用を開始するが、これまでの営業許可証は依然として使用できるか。

A:使用できる。本年10月1日から工商部門は自由貿易試験区内で新たな営業許可証の使用を開始する。10月1日以前に営業許可証を取得している企業は工商部門に新版営業許可証の交換発行を申請することができる。

27. 自由貿易試験区で登録した企業は依然として年度検査が必要か。

A:必要ない。工商部門は、自由貿易試験区において企業年度検査を取り消したが、「年度報告公示制」を試行している。即ち、企業は年度毎の所定期限内に、市場主体信用情報公開システムを通じて工商部門へ年度報告を送付した上で、社会に対し公表しなければならず、如何なる事業者および個人も照会を行うことができる。企業は年度報告の真実性、適法性について責任を負う。工商部門は経営異常名簿制度を構築し、市場主体信用情報公開システムを通じて所定期限に年度報告を公表しなかった企業を記載する。

28. 現在、自由貿易試験区では1人民元でも会社登録が可能であるか。

A:この種の言い方は妥当性に欠ける。工商部門は中国(上海)自由貿易試験区において確かにある程度の政策上の突破を実現しており、その中の一つが会社登録資本払込登記制を登録資本引受登記制に変更したことである。ただし、全ての会社が登録資本引受登記制を実施できる訳ではなく、また、全ての会社が最低登録資本の制限を取り消された訳でもない。第一に、法律、行政法規で会社の登録資本払込みについて明確に定められている場合(例えば、銀行、保険会社など)、会社は依然として登録資本払込登記制を実施する。第二に、たとえ登録資本引受登記を実施したとしても、法律、行政法規、国务院の決定で特定業界の登録資本に関する最低限度額が定められている場合、会社の登録登記の際にはやはり最低登録資本の要求が存在する。更に重要なのは、登録資本は会社の規模および市場競争力を反映する重要事項の一つであるため、一部の業界では業界許可の発給に際し会社の登録資本について特段の要求が存在する。このため、投資者は会社の実際状況に基づき会社の登録資本を慎重に確定しなければならない。

29. 自由貿易試験区内では会社の払込資本の登記が取り消され、会社の登録資本を登記するのみであるならば、会社の登録資本はどのような金額でも可能であり、多ければ多いほど良いのではないか。

A:この理解は間違いである。工商部門が自由貿易試験区において登録資本引受登記制を試行することは、決して会社株主(発起人)が実際に出資金を払い込む必要がないことを意味する訳ではない。会社株主(発起人)は自己の出資引受額、出資方式、出資期限などについて自主

的に取り決めた上で会社定款に記載しなければならず、株主は依然として取決めに従って出資金を払い込まなければならない。これと同時に、会社は株主が引き受けた出資額または発起人が引き受けた株式、出資方式、出資期限、払込状況について、市場主体信用情報公開システムを通じて社会に対し公表しなければならず、会社株主(発起人)は出資金払込み状況の真実性、適法性について責任を負う。注目すべき点として、有限責任会社の株主は自己の引き受けた出資額を限度に会社に対し責任を負い、株式会社の株主は自己の引き受けた株式を限度に会社に対し責任を負うことである。このため、投資者は自己の払込み能力と実際の状況に基づき、会社の登録資本を慎重に確定しなければならない。

30. 区外で登録した会社について、登録資本の一部は払込み済みであるが、現在自由貿易試験区への移転を望む場合、可能であるか。

A: 可能である。工商部門は自由貿易試験区において一部の新政策を試行しており、例えば登録資本引受登記制、年度報告公示制、新たな営業許可証の使用試行などである。企業が自由貿易試験区へ移転する場合、自由貿易試験区内の政策に従って登記を行い、元の営業許可証を返納し、新版営業許可証の発給を受けなければならない。